

卸売市場法及び郡山市総合地方卸売市場条例に基づく遵守事項等
(令和2年6月21日から適用されます)

1 売買取引の方法及び決済の方法

卸売市場法第13条第5項第4号に基づく公表事項

事 項	内 容
売買取引の方法	卸売業者が行う売買取引は、せり売り若しくは入札の方法又は相対による取引による。
決済の方法	市場における売買取引の決済は、郡山市総合地方卸売市場条例第55条から第62条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

2 取引参加者の遵守事項

(1)卸売市場法第13条第5項第5号

事 項	内 容
売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
売買取引の方法	卸売業者は、上記に掲げる売買取引の方法として定められて方法により、卸売りをすること。
売買取引条件の公表	卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表すること。
決済の確保(1)	取引参加者は、上記に掲げる決済の方法として定められた方法により、決済を行うこと。
決済の確保(2)	卸売業者は、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報が記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
売買取引の結果の公表	卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引結果(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項を定期的に公表すること。

(2)卸売市場法第 13 条第 5 項第 6 号ハに基づく公表事項

事 項	内 容	理 由
卸売業の許可	卸売業者になろうとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。	市場取引の秩序維持のため。
卸売の相手方の制限	卸売業者は、規則で定める場合を除き、買受人等以外の者に卸売をしてはならない。	卸・仲卸の機能を明確化するため。
販売開始前の卸売	卸売業者は、規則で定める場合を除き、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。	市場取引の秩序維持のため。
仲卸業者の業務規制	(1) 仲卸業者は、販売の委託を引受けはならない。 (2) 仲卸業者は、規則で定める場合を除き、市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。	卸・仲卸の機能を明確化するため。
市場外にある物品の卸売	卸売業者は、市場外で卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	取引状況把握のため。
物品の品質管理の方法	取引関係者（買受人を除く）は、市長が定める方法により、物品の品質管理を行わなければならない。	物品の適正な品質管理を確保するため。
その他	取引参加者は、上記に定めるもののほか、市長が定める事項を遵守すること。	市場ごとの取引実態に合わせて遵守事項を定める必要があるため。

3 売買取引の結果等

卸売予定数量及び主要品目の卸売数量・価格は卸売市場内に掲示します。